

スチュワードシップ・コードの実施状況にかかる自己評価(2018年10月～2019年9月)

原則	自己評価
<p>原則1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。</p>	<p>当社は、スチュワードシップ・コードに対する取組方針を策定し、公表しています。 なお、現時点での対応は適切と考えていますが、スチュワードシップ活動の高度化に向け、社会の要請や外部環境の変化を考慮して、必要に応じて方針の見直しを行ってまいります。</p>
<p>原則2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。</p>	<p>当社は、利益相反管理方針を策定し、公表しています。 なお、現時点での対応は適切と考えていますが、社会の要請や外部環境の変化を考慮して、必要に応じて方針の見直しを行ってまいります。</p>
<p>原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。 原則4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。</p>	<p>当社は、投資先ファンドの運用会社がスチュワードシップ責任を適切に果たすため当該企業の状況を的確に把握していること、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて投資先企業と認識の共有を図るとともに問題の改善に努めていることを、定期的に確認しています。 現時点での対応は適切と考えており、今後も継続して確認してまいります。</p>
<p>原則5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。</p>	<p>当社は、議決権行使に関する考え方を議決権行使ガイドラインとして公表しています。投資先ファンドの運用会社の議決権行使状況については、本ガイドラインに従い、受益者の利益に適ったものとなっているか、定期的に確認しています。 なお、現時点での対応は適切と考えていますが、社会の要請や外部環境の変化を考慮して、今後も投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう、必要に応じてガイドラインの見直しを行ってまいります。</p>
<p>原則6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。</p>	<p>当社は、スチュワードシップ活動全般に関する取り組みについて、定期的にウェブサイトでご報告しています。 現時点での対応は適切と考えており、今後も適時・適切な報告を行ってまいります。</p>
<p>原則7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。</p>	<p>当社は、投資先ファンドの運用会社と十分な議論を行うこと等により、当該運用会社のスチュワードシップ活動状況を十分に検証し、責任ある投資家としての実力向上に取り組んでまいりました。 現時点での対応は適切と考えており、今後も実力向上に取り組んでまいります。</p>